

炭化水素系特定物質、排煙指定物質、排水指定物質一覧

《大気関係》

炭化水素系特定物質 〔規則第 16 条第 1 項第 7 号〕	濃度の許容限度 〔別表第 5〕
ベンゼン	10 ppm
トルエン	100 ppm
キシレン	150 ppm
トリクロロエチレン	50 ppm
テトラクロロエチレン	50 ppm
ジクロロメタン	50 ppm
ホルムアルデヒド	5 ppm
フェノール	5 ppm

※ 別表第 1 の 2 の項に掲げる反応施設（アクリロニトリル製造施設に限る。）並びに同表 68 の項に掲げる貯蔵施設、出荷施設及び給油施設については上記の許容限度は適用されず、別途炭化水素系物質を取り扱う施設の備えるべき設備の基準（設備基準）が定められています。（別表第 5 第 1 項に詳述）

排煙指定物質 〔規則第 3 条〕	排出濃度の許容限度 〔別表第 7〕	
カドミウム及びその化合物	カドミウムとして 0.5 mg/m ³ _N	
塩素	1 ppm (3.17 mg/m ³ _N)	
塩化水素	8 mg/m ³ _N (5 ppm) *1	
フッ素、フッ化水素及びフッ化珪素	フッ素として 2.5 mg/m ³ _N	
鉛及びその化合物	鉛として 10 mg/m ³ _N	
アンモニア	50 ppm	
シアン化合物	10 ppm 又はシアンとして 11.6 mg/m ³ _N	
窒素酸化物 *2	二酸化窒素	100 ppm
	全窒素酸化物	200 ppm
二酸化硫黄 *3	5 ppm	
硫化水素	10 ppm	
ダイオキシン類 *4	施設の種類等により 0.1～5 ng/m ³ _N (別表第 7 第 3 項参照)	

*1 別表第 1 の 51 の項に掲げる廃棄物焼却炉については別表第 7 第 2 項に示す数式により算出

*2 この規制基準は、条例第 2 条第 3 号イに掲げる窒素酸化物（燃料その他の物の燃焼又は熱源としての電気の使用に伴い発生するもの）については、適用しない

*3 この規制基準は、条例第 2 条第 3 号アに掲げる硫酸化合物（燃料その他の物の燃焼に伴い発生するもの）については、適用しない

*4 ポリ塩化ジベンゾフラン、ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン及びコプラナーポリ塩化ビフェニルに限る

炭化水素系特定物質、排煙指定物質、排水指定物質一覧

《水質関係》

排水指定物質（●：特定有害物質） 〔規則第43条〕	排水中の濃度の許容限度 〔別表第11〕
● カドミウム及びその化合物	1リットルにつきカドミウムとして0.03mg
● シアン化合物	1リットルにつきシアンとして1mg
● 有機リン化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。）	1リットルにつき0.2mg
● 鉛及びその化合物	1リットルにつき鉛として0.1mg
● 六価クロム化合物	1リットルにつき六価クロムとして0.5mg
● 砒素及びその化合物	1リットルにつき砒素として0.1mg
● 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	1リットルにつき水銀として0.005mg
● アルキル水銀化合物	検出されないこと
● P C B	1リットルにつき0.003mg
● トリクロロエチレン	1リットルにつき0.1mg
● テトラクロロエチレン	1リットルにつき0.1mg
● ジクロロメタン	1リットルにつき0.2mg
● 四塩化炭素	1リットルにつき0.02mg
● 1, 2-ジクロロエタン	1リットルにつき0.04mg
● 1, 1-ジクロロエチレン	1リットルにつき1mg
● 1, 2-ジクロロエチレン	1リットルにつき0.4mg (cis体)
● 1, 1, 1-トリクロロエタン	1リットルにつき3mg
● 1, 1, 2-トリクロロエタン	1リットルにつき0.06mg
● 1, 3-ジクロロプロペン	1リットルにつき0.02mg
● チウラム	1リットルにつき0.06mg
● シマジン	1リットルにつき0.03mg
● チオベンカルブ	1リットルにつき0.2mg
● ベンゼン	1リットルにつき0.1mg
● セレン及びその化合物	1リットルにつきセレンとして0.1mg
● ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの1リットルにつきほう素として10mg。海域に排出されるもの1リットルにつきほう素として230mg
● ふっ素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの1リットルにつきふっ素として8mg。海域に排出されるもの1リットルにつきふっ素として15mg
● アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物*1	1リットルにつきアンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量100mg
● クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	- *2
● 1, 4-ジオキサン	1リットルにつき0.5mg
● ダイオキシン類	1リットルにつき10pg
フェノール類	1リットルにつきフェノールとして0.5mg
銅及びその化合物	1リットルにつき銅として3mg (新設の事業所*3の場合は1mg)
亜鉛及びその化合物	1リットルにつき亜鉛として2mg (新設の事業所*3の場合は1mg)
鉄及びその化合物（溶解性のものに限る。）	1リットルにつき鉄として10mg (新設の事業所*3の場合は3mg)
マンガン及びその化合物（溶解性のものに限る。）	1リットルにつきマンガンとして1mg
クロム及びその化合物	1リットルにつきクロムとして2mg
ニッケル及びその化合物	1リットルにつきニッケルとして1mg

*1 し尿その他生活に起因する下水、家畜排せつ物及び肥料の施用に係るものを除く（規則第45条）

*2 特定有害物質に対する地下浸透禁止の規定のみ適用（条例第46条）

*3 昭和46年9月11日以後に設置した事業所（別表第11の備考1に細目の定めあり）